

□序章 令和から見た日本近現代史

特定の事件だけが記憶され批判され続けるのは、歴史認識というランプの当て方で被写体の見える部分に濃淡ができてしまうからだ。国民統合や世論を意識した外交は、政権が替わる都度、ライトの当たっていた箇所をますます強く主張するだけでなく、当たっていなかった箇所も新たな問題に追加する場合もある。これは、どちらかといえば韓国の文在寅(ムンジェイン)大統領の認識であろう。歴史の堅実な究明よりも、「加害者」の責任と「被害者」による追及の関係を恒常化するメカニズムが自己運動を始めてしまうのだ。**大事なのは史実でなく、政治の論理に基づいて相手を外交的に屈服させることなのだ。**これは文大統領による「慰安婦」合意の全面撤回、徴用工をめぐる日本企業への賠償判決によく表れている。

他方、中国政府と中国共産党は、日本が戦後七〇年間歩んできた平和国家の実績や中国の繁栄へのODA（政府開発援助）を介した貢献を、日本の反省や謝罪の謙抑な現れとして認めようとしてこなかった。このついでに言えば、大躍進による**飢饉の死亡者数一五〇〇万人**（ある外国人の人口統計学者の推計では三〇〇〇万人）や、**文化大革命の死者数四〇万人**と被害者一億人という推計はあっても、中国当局の公式数字資料は発表されていない。**天安門事件では北京で一万、他都市で二万の死者が出た**と推計されてきた。歴史における同胞の悲運やその実数さえ公表していない国が、南京事件など特定の歴史事象について数字を明快に示すのは、歴史を史実性でなく政治性から見るからだ。

二〇一三年三月一日の三・一独立運動記念式典において朴槿恵(パククネ)前大統領は、「(日本と韓国の)加害者と被害者という歴史的立場は、一〇〇〇年の歴史が流れても変わりようがない」と発言した。

・・・

いずれで

あろうと、「千年恨」じみた立場をとる限り、政治外交での妥協や譲歩は本質的に難しく、いかなる努力をしても歴史認識での歩み寄りとは表面だけの和解儀式にすぎないことになる。実際に、二〇一五年四月三日、韓国外務省高官は日本との歴史問題に関して「加害者というものは(被害者に)一〇〇回でもわびるべきではないのか。何回(謝罪を)しよう関係ない」と述べたようだ(聯合ニュース)。しかし政権が替われれば次代の韓国政府も、とくに世論は反日だけは継承し、一〇〇回わびても納得しないというかもしれない。次には一〇〇〇回、一万回わびても不十分だと言うに違いない。

これは韓国の歴史認識へのこだわりが史実の厳密な確定よりも、**加害責任の強調や謝罪**といった歴史の枠組みを政治外交の道具として捉え、これからもずっと日本人相手に使い続ける権利を留保したいからだ。

しかし家康の「日本1・0」も子孫が手入れを怠ると、黒船の来航と外圧のせいで明治維新による近代化と産業化の「日本2・0」に取って代われ、さらに一九四五年の敗戦以降の「日本3・0」による経済成長国家に変貌するなど、そのときに最適のシステムと同盟を日本が選びながら国を維持発展させてきた。

・・・

しかし、第一次世界大戦で露呈した日本の弱点は、石油の需要と供給の両面で米英日という当時の海軍三大国の中で最も脆弱な存在だったことにある。多くの論者が指摘しているように、一九四〇年当時の日本の原油生産量は三三万キロリットルにすぎず、消費量の四六〇万キロリットルをはるかに下回っていた。石油の輸入依存度は約九二パーセントに達しただけでなく、輸入高の八パーセントを仮想敵国のアメリカに依存していたのである。この逆説を克服できずに、アメリカを相手に戦争をした点以上に「日本2・0」の戦略的破綻を象徴するものはない。しかも二回のオイル・ショックは「日本3・0」の土台を揺らし、戦後日本の戦略的脆弱性を国の内外に印象づけた。

## □第1章 立憲革命としての明治維新

明治維新の革新性についてはさまざまな捉え方が可能だろう。戦前の日本資本主義論争における講座派對労農派のブルジョワ革命の性格づけをめぐる古典的な対立があるほか、植民地化の脅威をはねのけて国家としての独立を維持した独立革命ないし民族革命と見なす向きもあれば、廃藩置県や四民平等といった重大改革を成し遂げて統一的主権国家を樹立した国民革命と捉えることも可能である。

これに対して筆者は、本章のタイトルに記しているように、明治維新を何よりも立憲革命として考えている。幕末に澎湃(ほうはい)として生じた公議政治の追求に始まり、議会制度を導入して立憲体制に移行することは、紆余曲折を経ながらも一貫して推し進められていった。明治二十二年の大日本帝国憲法の成立は、その当座の帰着点に他ならない。二〇年以上に及ぶ長い革命のプロセスとして、明治維新を捉えるべきであろう。

明治における立憲体制の確立は、世界史的な意義をもっているといえることができる。日本以前に、非西洋世界で憲法を制定した国家としてチュニジア（一八六一年）とオスマン帝国（一八七六年）が挙げられるが、ともに長続きせず憲法停止を余儀なくされた。日本は非西洋世界において立憲主義の継受に成功した稀有な事例といえる。

## □第2章 日清戦争と東アジア

明治日本がかつての「蒙古襲来」の再現を恐れていたのと同様、大陸の側、中国の側は、秀吉の朝鮮出兵の再来を恐れていた。これは中国側の史料に、とにかく明代の前轍を踏んではならない、とはっきり書いてあり、つまり互いが互いを軍事的脅威と見なしていたのである。大陸と列島がそれぞれ疑心暗鬼、不信感をこもごも募らせてゆく構造が、事態の根柢にあった。

日本がそうした中、近代的な国際関係を築いてゆくため、清朝と条約を締結、朝鮮王朝と条約を締結した。それが一八七〇年代のことで、そこまではなお、平和裡の交渉である。しかし必ずしも、平穏な推移ではなかった。台湾出兵という軍事力の行使もあったし、琉球処分という領土の編入もあったからである。

いずれも日本が近代的な国家支配を及ぼしたプロセスにはかならない。しかし中国清朝の側からすると、自らの世界秩序体系に日本が土足で入ってきて、それを破壊したと見なすべき事件だった。

それでも中国側からみるかぎり、琉球は海を隔てるから、目前の現実としては、必ずしも切迫した喫緊の問題ではない。むしろ危機感を抱いたのは、「属国」・朝貢国の琉球と同じ地位にある朝鮮王朝だった。半島は北京に近い地続きの形勢、軍事的な要衝をなしていたからである。清朝政権は一八八〇年代以降、とみに警戒感を強めて、朝鮮半島に対し、それまでの関係を下敷きに、プレゼンスとプレッシャーを高めていった。

そうした動きに最もとまどったのは、当の朝鮮王朝の為政者たちである。にわかには党派の争いが顕著になったのもそのためで、そのまま清朝のプレッシャーを受け容れて、利用しようという立場もあれば、日本あるいは日本のみならず他の列強を利用しようという動きもあった。たとえば、いわゆる事大党・独立党である。双方が武力衝突して、日清両国をまきこんだのが、一八八四年十二月に起こった甲申(こうしん)政変である。

日清も交戦したこの事件を受けて、日清天津条約が結ばれた。伊藤博文と李鴻章が当面、朝鮮半島から軍事力をひきあげて、互いに手を出すまいとしたとりきめである。これで十年間、東アジアの平和が保たれた。

### □第3章 日露戦争と近代国際社会

ヨーロッパ最大の陸軍大国であったロシア帝国に、極東の新興国である日本が戦争で勝利を収めたことは、それまでのヨーロッパの大国が支配していた国際政治を文明論的にも根幹から変容させていくことになる。本来は、白人国家であるロシア帝国は人種的にも文明的にも日本に優越しているはずであった。そもそも有色人種の日本人が、ヨーロッパの大国であり、誇り高きロマノフ家が統治するロシアに勝利することなど不可能なはずであった。

ところが日本は、訓練された規律ある軍事組織と、実効的な統治機構、さらには次第に有機的に連携していった政軍関係が存在することによって、そのような人種主義的な偏見を打破したのである。それは、ヨーロッパの主要大国のなかで、有色人種の擡頭と白人の没落を恐怖する**黄禍(こうか)主義** (イエロー・ペリル) のイデオロギーを広める効果をもたらし、ロシア帝国とドイツ帝国において危機意識が強まっていく。というのも、ルネ・ジローが論じるように、「アジア国家の勝利は、アジア内外で衝撃的な革新と感じられた」からである。すなわち、「黄色人種(ジョーンズ)」の勝利はヨーロッパ人やアメリカ人に不安を与え、アジアの人々には多大の希望をかき立てさせた」からである。

これはまた、この時代のヨーロッパの大国の趨勢でもあった。十九世紀末から二十世紀初

頭にかけて、**アフリカの植民地分割はほぼ完了**しつつあり、ヨーロッパの大国の眼差しは**次のフロンティアであるアジア**に向かっていた。とりわけ、一八九四年に始まる日清戦争で清国が敗北してその脆弱性が露呈されると、イギリスやロシア、さらにはフランスやドイツは自らの中国権益の拡大する方向へと動いていく。

たとえば、皇帝となったニコライ二世は、一九〇一年十月に、「朝鮮を奪いたくはないが、日本に朝鮮を占領されることは何としても阻止したい」と語っていた（同前）。「力の真空」ともいえる朝鮮半島において、日本の影響力の浸透を阻止することが、ロシア政府の重要な目的となっていく。反対に、ロシアの影響力が朝鮮半島の王朝に浸透していく様子は、日本政府にとっての深刻な懸念となっていた。

このように日清戦争後の極東は、**ヨーロッパの大国が駆け引きを行う表舞台**となり、また勢力拡大のための魅力的な空間となった。朝鮮半島をめぐる日露間の対立関係は、国際政治の趨勢の帰結でもあった。そして、そのような対立の構図が日露戦争へと両国を導いていく。

なお、日本側の戦闘に参加した軍人と軍属の総数は一〇八万人を超えており、ロシア側はシベリア鉄道で輸送された兵力が一二九万人を超える規模であった。また戦死者は日本側が八万四〇〇〇人、ロシア側は五万人以上とされている（同前）。まさに、「総力戦」というに相応しい、国力を挙げての大規模な戦闘であったことがわかる。言い換えれば、そのように**国民を動員するためにはナショナリズムの興隆が不可欠**であった。

多大な犠牲を払って勝利を手にした国民は、講和会議では日清戦争を上回る領土と賠償金が入手できると期待していたが、ロシアは講和会議において強硬な姿勢で臨み、戦争再開を辞さない態度であった。国力において劣る日本は、兵力、装備、兵站などを考慮すればとても再びロシア軍と戦う余力はなく、南樺太の領土と遼東半島の租借権、およびロシア軍捕虜を養うのに使った限定的な経費を得るにとどまる講和条約を受け入れるほかなかった。そのような講和条約に不満を抱く国民は、九月五日に日比谷公園に集結して、内相官邸焼き討ちなどの激しい暴動を行った。**ナショナリズムは戦争における活力であると同時に、外交的妥協を困難にする圧力ともなっていく。**

#### □第4章 第一次世界大戦と日中対立の原点

私は、このような関係が崩れ、日中間で対立の側面が急速に強くなるきりかけを作りたいのは、**一九一五年**に日本が中国に提出した**対華二十一力条要求**（以下、**二十一力条要求**）であると考えている。二十一力条要求とは、同年一月に第二次大隈重信内閣が袁世凱政権に対して提出した権益拡大要求のことで、以下の五号二十一力条から成っていた。

第一号 山東省内のドイツ権益の継承

・・・

第五号 中国政府に日本人の政治・財政・軍事顧問を置くこと、日中警察の一部合同、日本から中国への兵器供給の義務化など（希望条項）

中国側はこれに激しく抵抗したが、一部を除いて受諾することを余儀なくされた。要求を

受諾した五月九日は、以後「国恥(こくち)記念日」として今日に至るまで記憶され、「反日」の原点として位置づけられている。

1910年 日本が韓国を併合

そのような試みが挫折し、日本が中国との対立を深めていった背景として、日本人の間に「中国は日本の意のままになる客体である」というような誤った中国観が広く流布しており、中国大陸での権益拡張を求める強力な世論が存在していたことを指摘しておきたい。

二十一カ条要求が、国内各方面からの「権益拡張熱」を背景に膨れ上がったものであることは、前述した。要求提出後も日本の世論は極めて強硬で、政界、軍、実業界、メディアなどいずれにおいても、**要求貫徹を主張する声が大勢**であった。二十一カ条要求をめぐる外交交渉を冷静に観察していたのはごく少数であり、世論は沸騰していた。「アジア・モンロー主義」（アメリカのモンロー主義に倣って、アジアのことは日本が決定すべきだという考え）という言葉が当時よく使われていたのは、そのよい例である。

## □第5章 近代日中関係の変容期

だが、日清戦争で日本は清に勝利した。その勝利の原因は、装備とも訓練とも言われる。一八九五年の下関条約で日本は台湾を植民地化し、二億両の賠償を得ただけでなく、清で列強と同じ地位を得ることになった。つまり、日本は清で片務的治外法権と最恵国待遇を獲得、そして清は日本に対しても関税自主権を喪失したのである。だが、これがただちに日清間のパワーバランスを変えたわけではないし、関係の悪化を意味したのでもない。戊戌(ぼじゅつ)变法などでも、清の知識人はむしろ日本に学ぶという姿勢を示したのである。

晴天白日旗



一九三一年九月十八日、満洲事変が発生した。関東軍はきわめて短期間に満洲のほぼ全域を占領した。地方での反乱を鎮圧するために奉天を離れている間に事変に直面した張学良は蒋介石の指示もあって関東軍との戦争を避けた。南京の蒋介石は、「安内攘外」、つまり国内の地方軍事勢力や共産党勢力を掃討して国内をまず安定させ、その上で対外的な脅威、つ

まり日本と向き合おうとしたのである。

国民政府は、軍事的衝突は避けつつ、外交の場での問題解決を目指した。一つは中国の保全を基礎とする九カ国条約であったが、列強は消極的であった。いま一つは国際連盟であった。国際連盟では日本が常任理事国、中国が非常任理事国であり、中国は連盟規約違反として日本を訴えた。集団安全保障の論理もまた、中国には論理上有益だった。審議の結果、リットン卿率いる調査団が東アジアに向かうことになった。この調査団は、東アジアの近代史全般に関する調査報告書をまとめて国際連盟に報告し、連盟で日中双方が論争した。だが、日本の満洲での特殊権益を認めつつも、その地域の**主権は中国に属し、また満洲を国際管理下に置くという方針**に日本は反撥し、一九三三年三月に**国際連盟離脱**を通告することになった。当時、**大国が連盟を離脱することは少なくなく**、これがただちに日本の国際社会での孤立を示すわけではなかったが、中国をめぐる列強間協調という観点に立てば、明らかにその破綻を意味する一つの事象だった。

## □第6章 政党内閣と満洲事変

一月八日、朝鮮人による昭和天皇暗殺未遂事件が起こった（桜田門事件）。

~~~~~

朝鮮独立運動の活動家・李奉昌（イ・ボンチャン）が1932年1月8日、桜田門外において陸軍始観兵式を終えて帰途についていた昭和天皇の馬車に向かって手榴弾を投げつけ、近衛兵一人を負傷させた事件。李奉昌事件、あるいは桜田門不敬事件とも呼ばれ、また日本政府は李奉昌不敬事件と呼んだ。

~~~~~

## □第8章「南進」と対米開戦

蒋介石との直接交渉（桐工作）が望み薄となって行くなか、欧州ではナチス・ドイツの西方攻勢が開始された。ドイツ軍は一九四〇年四月初頭のノルウェー侵攻を皮切りに、五月十日にベネルクス三国の防衛戦を突破、六月二十二日にはフランスを降伏させた。西ヨーロッパをほぼ手中に収めたのである。

わずか一〇ヵ月前のドイツの背信行為（独ソ不可侵条約の締結により防共協定強化が空中分解）を忘れたかのように、多くの日本人が熱狂した。ドイツの勝利は、イギリスを中心とした「旧秩序」の崩壊と思われたからである。さらに**蘭印**（オランダ領東インド＝現インドネシア）、**仏印**（フランス領インドシナ＝現ベトナム・ラオス・カンボジア）など**東南アジア植民地の宗主国の敗北は、その天然資源入手による日本の経済的発展を期待**させた。官民ともに「南進」論の熱気に包まれる。

陸軍が考えていた「南進」は、戦争相手をイギリスとオランダのみにとどめれば、アメリカとの戦争を回避できるという前提に立っていた（**英米可分論**）。しかし、海軍はイギリスに

手を出したらアメリカは必ず参戦する（英米不可分論）ので武力行使は自存自衛の場合に限ると主張、両者の溝は埋まらなかった。陸海軍が一致しない以上、戦争に至らない程度で仏印やタイへの影響力を強めていく他はない。折しも一九四〇年末にタイと仏印との国境紛争が激化し、日本は調停に乗り出す。陸海軍はこれを機に南部仏印の基地獲得やタイとの軍事同盟を目論み、「国策」に盛り込んだ。

ところが、それを骨抜きにしてしまったのが、松岡外相である。松岡は、シンガポール攻略論をさかんに唱えていたが、陸海軍に戦争の覚悟がないことを見越していたと思われる。シンガポール攻略の覚悟がなければタイ・仏印施策は無意味と松岡に突っぱねられると、軍は引き下がるしかない。

ドイツ快進撃の報に、参謀本部を中心に「北進」論が沸騰する。極東ソ連軍が部隊を西方に抽出されて弱体化すれば、またとないチャンスである。問題は、武力行使が可能となる弱体化の程度であった。田中新一参謀本部第一（作戦）部長を筆頭とする積極論者は、ドイツに呼応し、柿の木を揺すってでも渋柿を落とそう（渋柿主義）と、関東軍の即時動員を主張した。これに対し慎重な陸軍省軍務局は、極東ソ連軍の兵力がほとんど戦闘を交える必要もないレベルまで低下するまで待つ考えだった（熟柿主義）。

南部仏印進駐によって、事態は急変する。七月二十五日、アメリカが**在米日本資産の凍結**に踏み切ったのである。

・・・

そして、凍結令が禁輸を意味するわけでもなかった。ローズヴェルト米大統領は、資産凍結しても全面禁輸にならないと二十四日の閣議で説明し、現に**石油輸出のライセンスも発行された**からである。しかし**結果的に、石油は一滴も日本に渡ることはなかった**。日本国内の石油備蓄は平時で二年、戦時で一年半分しかなかった。戦えるうちに資源地帯を武力で占領すべしという意見が擡頭する。じり貧論である。海軍が対米戦の前提条件とした「自存自衛」の危機が、現実となってしまったのである。

しかし、二十三日から十一月一日深更まで続いた再検討の結果、嶋田と鈴木は開戦容認に転じ、最終的には賀屋と東郷も了承する。再検討での議論をかいつまんで見ていこう。

当時の日本の選択肢は三つあった。①武力で蘭印の資源地帯を占領する、②外交交渉で英米の禁輸解除にこぎ着ける、③何もせずに事態の推移に任せる（臥薪嘗胆）。

・・・

もちろん③臥薪嘗胆という選択肢もあった。しかし、**二年後に石油が確実に枯渇し、その時点で攻められては抵抗することもできない**。だからといって、**アメリカが必ず改めてくるわけではない**。十一月一日の連絡会議で、永野修身軍令部総長と東郷・賀星の間で激論が繰り広げられた。永野は勝算については明言せず、直ちに戦争したほうが有利と繰り返すだけだった。起こるかどうかわからない戦争に怯えた悲観的観測が、目の前の戦争を引き寄せたことになる。

大陸權益を喪えば日本は「三等国」になる。

## □第 10 章 東京裁判における法と政治

A 級戦犯一四名の靖国神社合祀（一九七八年）にしても、東京裁判を全面否定するためのいわば精神的施策であった。

① 侵略戦争の計画、開始等を国際犯罪とする「平和に対する罪」

（A 級犯罪）、②伝統的な戦争法規慣例に違反する「通例の戦争犯罪」（B 級犯罪）、③一般住民に対する非人道的行為や迫害を国際犯罪とする「人道に対する罪」（C 級犯罪）のうち、**A 級の「平和に対する罪」で起訴された者が「A 級戦犯」と呼ばれた。**

．．．

三つの戦争犯罪のうち、②「通例の戦争犯罪」は伝統的に処罰が認められてきたものだが、①「平和に対する罪」と③「人道に対する罪」は第二次世界大戦の末期につくられた新しい犯罪、つまり事後法である。

「平和に対する罪」だけでは、**終身刑**にとどまった。

この角度から見れば、捕虜虐待は、現地の軍司令官や、捕虜管理を所管する軍政の陸軍省と結びつく。東京裁判の死刑七名は「**重大な残虐行為**」で**有罪認定**されており、それが**死刑の根拠**であった。

東條（首相・陸相・内相）ですら、バターン死の行進や泰緬鉄道建設ほか内外の「捕虜及び抑留者の野蛮な取扱い」で死刑になったのだ。

## □第 11 章 日本植民地支配と歴史認識問題

重要なのは、一九四五年から六五年まで、

**日韓両国の間には正式な国交すら存在せず**、ゆえに日本国内に残留した在日韓国人を別にすれば、朝鮮半島の人々が日本政府や日本企業を直接相手取って問題を提起することは事実上不可能だったことである。だからこそこの時期の日韓両国政府は、自らの国民を代表する形で交渉を行い、それはやがて一九六五年の**日韓基本条約**とそれに付随する一連の協定となって実ることとなる。ここで、韓国政府が無償三億ドル、有償二億ドルの経済協力支援金を受け見返りとして、「締約国及びその国民」の「請求権に関する問題」が「完全かつ最終的に解決」したことを日韓両国が確認したことはよく知られている。



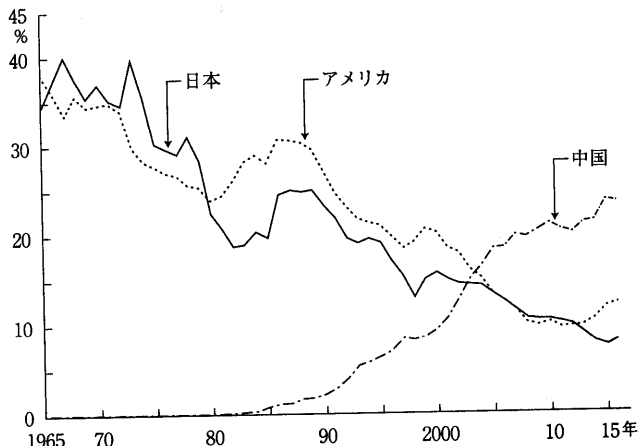


図11-1 韓国の輸出入に対する主要国のシェアの推移  
出所：STATISTICS-KOREA.

## □第12章 戦後日中関係

また一九八五年には中骨板康弘首相の靖国神社参拝問題に対して、中国各地で学生による「日本軍国主義の復活」に反対する抗議活動が起こった。

この時期、中国側が歴史問題を争点にしはじめた背景には、国内政治状況も関係していた。近年の研究が明らかにするように、中国政府は経済発展を目指すのと並行して、社会主義を擁護する愛国者を育成していく「愛国統一戦線」を進めていた。その狙いは文化大革命後の国家統合の中心にナショナリズムを据えることにあった。中国にとって「抗日戦争」の歴史は文字通り民族統合の原点であった。それゆえ、歴史認識をめぐる対日批判は、中国の愛国主義を高める手段として行われた側面もあったのである（江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の変容と歴史認識問題』勁草書房、二〇一四年）。

一方、中国では一九九三年に国家主席に就任した江沢民の下で、天安門事件の再発を防ぐ目的から愛国主義教育が進められていた。そのため、中国側は戦争責任を曖昧にする日本側の言動に強い警戒感を示し、日本に対して「歴史の教訓をくみ侵略行為を深く悔い改める」よう強く求める姿勢が、中国の対日外交の基本線となっていった。こうして、日中関係は、中国側が歴史認識をめぐつて対日批判を行えば、それに対して日本人が反撥するという負のスパイラルに陥っていく（清水美和『中国はなぜ「反日」になったか』文春新書、二〇〇三年）。

歴史問題に加えて、一九九五年から翌年にかけての第三次台湾海峡危機を契機に、中国の軍事的擡頭も警戒されるようになる。自民党内では台湾問題をめぐる路線対立が再び表面化した。そして、日中国交正常化以来の友好人脈が徐々に先細っていくのと入れ替わるように、中国脅威論を説き、経済援助を通じた対中関与政策に公然と異議を唱える保守系知識人が擡頭するようになったのである。

かくして、一九九〇年代以降、日中国交正常化によって成立した日中関係の合意枠組みは動揺を見せるようになった。そして、日中友好のスローガンに翳りが見えるなかで、国民レベルにおける日中関係の基調も「友好」から「反日」へと大きく変化していったのである。

## □第 13 章 ポスト平成に向けた歴史観の問題

かつて竹山道雄は

一九五〇年代のマルクス主義の影響下で書かれた歴史について「**上からの演繹**」と批判したが、マルクス主義に限らず結論が決まっていますそれに都合がよい事実や史料だけを抜き出し、見た目のよい俯瞰図が書かれてしまう危険は存在する。測量に基づかない、見た目がきれいなだけの地図では目的地にたどり着けないように、単純明快な歴史観も事実に基づいていなければ世を惑わす教条主義へと人びとを導く。そこで必要なのは、**精密さとわかりやすさの間にあるトレード・オフ（二律背反）**を自覚した上での俯瞰図を描くことである。